

八ッ場ダム住民訴訟通信-113

2015年10月5日発行

この度の鬼怒川の水害に被災された方々に、こころよりお見舞い申し上げます。

八ッ場ダム裁判「上告棄却」。

暴政の奔流に司法決壊。民主主義の行方知れず。

9月10日、最高裁判所第一小法廷は、八ッ場ダム住民訴訟(茨城事件)についての決定通知を水戸翔合同法律事務所へ送りつけてきました。水戸地裁への提訴から10年10か月。上告から1年3か月。膨大な上告受理申立書、上告理由書、補充書面などすべてを黙殺。一片の通知書で私たちの訴えを退けました。

櫻井龍子裁判長の無言の主文は・・・

・本件上告を棄却する。・本件を上告審として受理しない。・上告費用及び上告申立費用は上告人兼上告申立人の負担とする。

理由・・・

1 上告について：民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲を言うが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立について：本件申立の理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

逃げて、逃げて、最高裁も逃げた…憲法判断。

理由1の言う民訴法312条とは「上告は、判決に憲法の解釈の誤りがあること、その他憲法の違反をするとき、することができる」としています。私たちが訴える憲法違反とは、東京高裁判決の「国土交通大臣の納付通知に重大かつ明白な違法ないし瑕疵があり、又は外見上一見して看取できる違法ないし瑕疵が認められ必要がある」でした。

また上告受理申立を退けた民訴法318条1項とは「最高裁判所は原判決に最高裁判決の判例に相反する判断がある事件について上告審として受理することができる(要約)」というものです。受理申立の趣旨は、原判決は明示していないが、平成4年の最高裁判決の一日校長事件…「東京都知事は教育委員会の人事決定を覆すことはできない＝他の執行機関の権限は尊重しなければならない」が判断の下敷きになっている。しかし一日校長事件は、東京都という一つの行政機関の中でのことであるが、本件は国と茨城県という異なる行政機関の間の問題であり、両者は同等であり上下関係にない。東京都という一つの行政機関の例を下敷きとするのは明らかに判例違反といえる。というものでした。

この決定の意味するところは、茨城県という地方公共団体は国の下級機関に過ぎず、国の直轄事業の負担金は法の要件を満たすかどうかさえ異議申し立てはできないとするもので、憲法92条で保障する地方自治を完全に否定し、私たちの主権をも否定するものです。重ねていいますが、茨城県もまた自治権を奪われたことにより国に屈したのです。

治水にあっては、八ッ場ダムの治水効果が茨城県に「著しい効果」があるか否かを判断する資料すら提供せず。されど治水負担金は黙って払えというものです。

利水にあつては「ダム使用権設定申請」を国が受付けたら、水余りなどどんなに状況が変わっても、茨城県は取り下げることにはできない。その判断すらできないこととなります。

逃げ続ける最高裁を安倍政権は見切っている。

憲法学者も元最高裁長官も違憲とする集団的自衛権を、政府高官は「違憲か否かは学者ではなく最高裁が判断する」と言つてのけました。明らかに「司法は行政に逆らえない」と見切つた発言です。ここまで“ナメラレル”のも、これまで憲法判断を逃げに逃げ、行政にひれ伏してきた歴史があるからです。そしてまた悪しき歴史を書き加えました。

※下記抗議声明をご覧ください。

八ッ場ダム茨城訴訟最高裁決定に対する抗議声明

2015年（平成27年）9月16日

1 最高裁判所第一小法廷（櫻井龍子裁判長）は、本年9月10日付けで、八ッ場ダムに関する公金支出差止等請求住民訴訟（茨城訴訟）に対する決定を下した。

決定は、上告申立てに対しては「上告を棄却する」、上告受理の申立てに対しては「上告審として受理しない」という不当極まりないものであった。上告人兼上告受理申立人らは300頁にわたる理由書を提出し控訴審である東京高裁判決の誤りを明らかにしてきた。しかるに最高裁判所第一小法廷は、わずか数行の定型的な理由を述べるだけで上記の決定を行った。これは下級審の誤りを正すという最高裁判所に課せられた使命をかなぐり捨てるものであつて、嚴重に抗議する。

2 今日の利根川治水計画は、八ッ場ダム等のダム建設を合理化するために策定されたものである。しかし、国交省はこの治水計画の根幹である基本高水の毎秒2万2000m³を説明することすらできないものであった。そして、国交省がすぎた日本学術会議も、また同じくその説明ができなかった。

こうした不当不合理な治水計画に基づく流域都県の巨額の負担金の支出について、住民が住民訴訟として争うと、裁判所は国の計画や行政処分は、重大かつ明白な違法ないし瑕疵がなければ違法との判断はできないとし、住民らはそれを立証していないとした。

私たちは、最高裁において、八ッ場計画の不合理性は重大かつ明白であると強く指摘した上、高裁判決の判断は、国と地方自治体との関係を上命下服、上意下達の関係と捉えるもので違法であり、憲法（92条、94条）に違反するものと強く主張し、また、高裁の判断は、従前の最高裁判例にも抵触するものであると、強く主張してきた。

しかるに、この度の最高裁決定は、「本件上告の理由は、違憲を言うが、その実質は単なる法令違反を主張するもの」として、上告の申立てすら認めなかった。今般の決定に限らないが、最高裁は、司法府に託された行政権への監視監督の役割を全く放棄したものと云わざるを得ない。このような最高裁の下では、放漫な公共事業も野放しとなる。

3 司法の役割を放棄した最高裁決定で悪しき河川行政が罷り通る。

折しも、今回の台風18号で鬼怒川の堤防が決壊し、甚大な被害が発生したことは、大規模ダムの建設に河川予算の大半を投入するダム優先の河川行政の誤りを露呈させるものになった。

鬼怒川上流には国交省の大規模ダムが4基もあり、そのうちの湯西川ダムは2012年に完成したばかりである。これら4ダムの治水容量は八ッ場ダムの2倍もあり、今回の洪水では計画通りの洪水調節が行われたが、鬼怒川下流で堤防が決壊し、甚大な被害をもたらした。洪水時の雨の降り方は様々であり、上流にあるダムで洪水調節をしても、中下流域での降雨が卓越すれば、中下流は氾濫の危険にさらされることになる。今回の鬼怒川堤防決壊はその典型例であった。ダムでは流域住民の安全を守ることはできないという私たちの懸念が現実のものとなってしまったのである。

流域住民の生命・財産を守る喫緊の治水対策は、いかなる雨の降り方にも対応できるように堤防の強化を図り、決壊を防止できるようにすることであるが、国交省の河川行政は大規模ダムの建設を優先し、堤防の強化を怠ってきた。本訴訟はそのような誤った河川行政を根本から正すことを企図したものであったが、今回の最高裁決定は、そのような悪しき河川行政にお墨付きを与えてしまったのである。

4 八ッ場ダムの問題は治水面だけではない。人口減少をはじめとして社会が縮小過程に入り、水余りが一層進行して利水面での八ッ場ダムの不要性がますます顕著になっていくこと、ダム予定地は脆弱な地層が広く分布しており、深刻な地滑りが誘発される危険性が十分にあること、吾妻溪谷をはじめ、かけがえのない自然が失われることなどの問題があり、私たちは、それらを含めて八ッ場ダムの不要性・不当性を訴えたが、最高裁はそれらのことに関しても判断を回避した。

最高裁の理解を得られなかったことは非常に残念であるが、今回の最高裁の判断は司法のあり方の根幹が厳しく問われるべきものとする。私たちは引き続き住民の生命・財産を守る真の治水政策への転換を求め、闘い続けていくことを表明する。今後とも利根川流域の5つの都県の住民訴訟の弁護団及び上告人らとともに手を携え、八ッ場ダムの不要性・不当性を訴えて活動していくことを表明する。今後とも皆様のご支援をお願いしたい。

八ッ場ダムをストップさせる茨城の会
代表：濱田篤信 船津寛
八ッ場ダムをストップさせる茨城弁護団
弁護団長：谷萩陽一

鬼怒川決壊

ダムに頼る“バクチ治水”の大罪。

9月10日、鬼怒川が決壊し濁流が常総市を飲みこみました。テレビでは電柱につかまる人、屋根の上で救助を求める人など恐ろしい光景が映し出されました。誠に悲惨な災害であり、被災された方々には御慰めの言葉もありません。それだけに、なぜ鬼怒川が決壊したのか、その原因を精査する必要があるでしょう。

一昨年、湯西川ダムが完成。万全のはずでした。

鬼怒川上流には、五十里ダム、川俣ダム、川治ダムに加えて2012年に湯西川ダムが完成。2006年の利根川水系河川整備基本方針は下記のように完成したことになりました。

■2006年利根川水系整備基本方針(鬼怒川)

基本高水(石井基準点)8800トン/秒 4ダムによる洪水調節流量3400トン/秒

計画高水(石井基準点)5400 トン/秒 利根川への流入量 5000 トン/秒

鬼怒川の特徴は中流部で川幅が広がり洪水が減衰するところにあります。例えば、ダムの下流では坂入川、大谷川が流れ込みますが川幅で吸収され、洪水基準点の石井では 5400 トン/秒の流量が保たれます。その石井の下流では田川の流入を受けながらも利根川への河口にあたる守谷では 400 トン/秒減衰し、5000 トン/秒に減る構造になっています。

ならばなぜ下流部の常総市で決壊したのか。国土交通省のダム運用データを見ますと、雨の降り始めから計画放流量を維持しながら放流。9/9 の 18 時ごろから治水のための貯水を始めています。そして有効貯水量の 70%あたる約 18700 トンに達した 9/10 の 12 時 30 分に当該堤防が決壊しています。まだ貯められたではないかとも言えますが、安全を見れば必ずしも不適切とは言えないとのこと。でも、堤防は決壊しました。

ダムが効くのは、ダムのある所に計画通りの大雨が降った時だけ。

この国の治水政策の根本は、大雨は山奥に降ることになっており、それをダムで一定量カットし残りを河道に流す。というものです。でも、雨はこちらの思い通りに降ってはくれません。当時、茨城・栃木・東北地方にかけて広範囲に大雨を降らす「線状降雨帯」が居座っていました。雨はダムの上流にも降りましたが、中下流にも大量に降りました。河川整備基本方針では物の数にも入れなかった大谷川、田川にも大量の降雨がありました。それがどっと鬼怒川に流れ込んだのです。ダム一辺倒で堤防の整備を怠った「バクチ治水」の大罪といえます。

越流しても決壊しにくい堤防の強化が急がれます。

今回の鬼怒川水害は堤防決壊の恐ろしさを見せつけました。私たちは土だけで造られている堤防を鋼矢板などで強化し、洪水が越流しても決壊しにくい堤防を治水政策の中心に据えるよう国に求めてきました。しかし国は、堤防は土で造るものと頑なに「土堤主義」を崩しません。ダムよりもスーパー堤防よりも遙かに安く早くできる堤防強化策を私たちは求め続けます。今回の被災を教訓として活かすためにも。

■第 11 回ハッ場ダムをストップさせる茨城の会総会

「ハッ場ダムと憲法を考える」

日時:2015 年 11 月 29 日(日)午後 1 時予定

場所:取手福祉交流センター 多目的ホール (取手市役所の敷地内、向い側)

講演:「鬼怒川の決壊と堤防強化を軸とした流域治水」嶋津暉之(水源連共同代表)

講演:「ハッ場ダム上告棄却と憲法」大川隆司(ハッ場ダム弁護団副団長)

裁判報告:茨城弁護団

※本総会は、上告棄却が決定したことにより抗議集会とします。従って先にお知らせいたしました映画「ダムネーション」はまたの機会に実施したいと思います。

■ハッ場ダム最高裁決定抗議集会・第 11 回集会

「ダム依存から真の河川行政への転換を求めて」

日時:12 月 13 日(日)午後 場所:全水道会館(JR 水道橋)

講演:宮本博司(元・近畿地方整備局河川部長、元・淀川水系流域委員会委員長)

ハッ場ダムをストップさせる茨城の会 代表:濱田篤信 船津寛

事務局：神原禮二 〒302-0023 取手市白山 1-8-5 携帯：090-4527-7768